

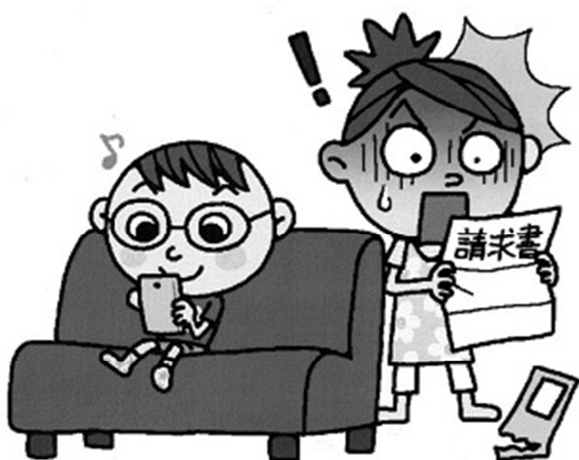
高知県立消費生活センター  
**地域見守り情報**



第215号

## いつの間に?! 子どものゲーム課金

未成年者が、保護者の知らない間にネットワークゲームに課金しており、高額な請求が届いたというトラブルが後を絶ちません。



### 【県内事例】

中2の息子がスマホでゲーム課金をしていた。息子は父親のIDとパスワードを知っていたようで、紐付けされているカードから19回計165,500円ほど引き落とされていた。オンラインゲーム提供業者に契約の取消しを申し出たが、「未成年の契約となっていない、親の同意が必要であると毎回明示している、年齢確認画面も設定している」等の理由から対応できないと言われた。できれば取消しをしたいが今後どうすればよいか。

### アドバイス

- ・オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。
- ・オンラインゲームで課金するためには、プラットフォームのアカウントや、各種の決済手段の利用が不可欠です。子どもが保護者の許可なく課金してしまうことがないように、保護者のアカウントで子どもに利用させることは避けましょう。
- ・予期しない子どもの課金を防ぐために、プラットフォームとキャリア決済のアカウントを確認し、決済時にパスワードが必要になっているか確認しましょう。
- ・オンラインゲームでは、保護者のアカウントで子どもが課金している場合や、ゲーム内で年齢確認画面があるにもかかわらず成人であると偽って課金している場合には、プラットフォームやゲームの提供会社が子どもによる課金と判断できないため、未成年者契約の取消しや返金が認められないケースがあります。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。